



平成 30 年 12 月 18 日

各 位

会社名 株式会社ストリーム  
代表者名 代表取締役社長 松井 敏  
(コード番号：3071 東証第二部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 高瀬 宏平  
(TEL. 03-6858-8190)

#### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 30 年 11 月 9 日付「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、平成 26 年 1 月 30 日に当社が Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited に対して割り当てた新株予約権に係る有価証券届出書の記載内容を対象として、社内調査委員会を設置して検証を行っているところ、本日、下記の有価証券届出書の訂正届出書の提出義務違反に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 1,391 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

#### 記

訂正届出書(有価証券届出書(平成 26 年 1 月 14 日提出:新株予約権証券の募集(第三者割当)に係るもの))

当社は、このたび証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応及び課徴金について検討し、決定次第改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。訂正すべき事項は以下の通りです。

番号	届出書類に記載すべき重要な事項の変更
1	<p>・第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】等において、本件新株予約権証券の割当予定先として「Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited」と記載されていたが、Aに変更されたこと</p>
2	<p>・第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】e「株券等の保有方針」において、「割当予定先の保有方針につきましては、少なくとも2年以上の中長期にわたる期間、当社株式を保有する」旨の説明を口頭にて何っていると記載されていたが、Licheng (H.K.) Technology Holdings LimitedからAに割当予定先が変更され、その保有方針も新株予約権を行使したことにより取得する株式を短期で売り抜ける意図に変更されたこと</p>
3	<p>・第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】5【第三者割当後の大株主の状況】において、「劉 海濤」の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)」が「29.58%」と記載されていたが、42.79%に変更されたこと</p>

Aについては劉 海濤をさす。

以 上